

官報

平成十六年十一月三十日

○第百六十一回 衆議院會議録 第十四号

平成十六年十一月三十日(火曜日)

議事日程 第十二号

平成十六年十一月三十日

午後一時開議

第一 裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員二十五人よりなる北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会を設置するの件(議長発議)
アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき受けた利益の返還義務等に関する特別措置法案(内閣提出、参議院回付)
日程第一 裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時三分開議

○議長(河野洋平君) これより會議を開きます。

特別委員会設置の件

○議長(河野洋平君) 特別委員会の設置につきお諮りいたします。

北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員二十五人よりなる北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会を設置したいと存じます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よって、そのとおり決まりました。

ただいま議決されました特別委員会の委員は追って指名いたします。

○議長(河野洋平君) お諮りいたします。

参議院から、内閣提出、アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき受けた利益の返還義務等に関する特別措置法案が回付されております。この際、議事日程に追加して、右回付案を

議題とするに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、日程第一に先立ち追加されました。

アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき受けた利益の返還義務等に関する特別措置法案(内閣提出、参議院回付)

○議長(河野洋平君) アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき受けた利益の返還義務等に関する特別措置法案の参議院回付案を議題といたします。

アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき受けた利益の返還義務等に関する特別措置法案の参議院回付案(本号末尾に掲載)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。本案の参議院の修正に同意するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よって、参議院の修正に同意することに決まりました。

日程第一 裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第一、裁判所法の一部

(内閣提出)

を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長塩崎恭久君。

裁判所法の一部を改正する法律案及び同報告書(本号末尾に掲載)

(塩崎恭久君登壇)

○塩崎恭久君 ただいま議題となりました法律案

につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、司法修習生に対し給与を支給する制度にかえて、司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金を国が貸与する制度を導入しようとするものであります。

本案は、十一月十二日本委員会に付託され、二十四日南野法務大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑に入り、二十六日質疑を終局したところ、本案に対し、司法修習生に導入される貸与制について、さらに周知徹底させるため、施行期日を平成十八年十一月一日から平成二十二年十一月一日に変更しようとする修正案が、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の共同で提案され、趣旨の説明を聴取し、採決の結果、全会一致をもって修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河野洋平君） 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

○議長（河野洋平君） 本日は、これにて散会いたします。

午後一時六分散会

出席閣務大臣

法 務 大 臣 南野知恵子君
経済産業大臣 中川 昭一君

○議長の報告

（法律公布奏上及び通知）

一、去る二十五日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

民法の一部を改正する法律

債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律

（通知書受領）

一、去る二十六日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律

独立行政法人日本原子力研究開発機構法
信託業法

児童福祉法の一部を改正する法律

一、去る二十六日、小泉内閣総理大臣から河野議長あて、次の通知書を受領した。

閣総第六三三号

平成十六年十一月二十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 河野 洋平殿

私は、平成十六年十一月二十八日（日）午後二時羽田空港発、十二月一日（水）午後六時十五分同空港着の予定で、ラオス人民民主共和国訪問のため出張しますので、御通知いたします。

（要求書受領）

一、去る二十五日、内閣から、総合科学技術会議議員に阿部博之君、柘植綾夫君、薬師寺泰蔵君及び黒田玲子君を任命したいので、内閣府設置法第三十条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十五日、内閣から、国家公安委員会委員に佐藤行雄君を任命したいので、警察法第七條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十五日、内閣から、電波監理審議会委員に小館香椎子君を任命したいので、電波法第九十九条の三第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十五日、内閣から、日本放送協会経営委員会委員に深谷紘一君、梅原利之君及び一力徳子君を任命したいので、放送法第十六条第一

項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十五日、内閣から、中央更生保護審査会委員に細井洋子君を任命したいので、犯罪者予防更生法第五條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十五日、内閣から、日本銀行政策委員会審議委員に水野温氏君を任命したいので、日本銀行法第二十三條第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十五日、内閣から、労働保険審査会委員に渡辺貞好君を任命したいので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

（議決通知）

一、去る二十五日、本院は、総合科学技術会議議員に阿部博之君、柘植綾夫君、薬師寺泰蔵君及び黒田玲子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十五日、本院は、国家公安委員会委員に佐藤行雄君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十五日、本院は、電波監理審議会委員に小館香椎子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十五日、本院は、日本放送協会経営委員会委員に深谷紘一君、梅原利之君及び一力徳子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十五日、本院は、中央更生保護審査会委員に細井洋子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十五日、本院は、日本銀行政策委員会審議委員に水野温氏君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十五日、本院は、労働保険審査会委員に渡辺貞好君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

西田 猛君

石崎 岳君

平井 卓也君

近藤 基彦君

藤田 幸久君

吉田 泉君

石崎 岳君

西田 猛君

近藤 基彦君

平井 卓也君

吉田 泉君

藤田 幸久君

一、去る二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

補欠

三原 朝彦君

西銘恒三郎君

柳澤 伯夫君

田中 英夫君

柳本 卓治君

津島 恭一君

河村たかし君

前田 雄吉君

仙谷 由人君

高井 美穂君

辻 恵君

室井 邦彦君

平成十六年十一月三十日 衆議院會議録第十四号

議長の報告

三

田中 英夫君 津島 恭一君 西銘恒三郎君 高井 美穂君 前田 雄吉君 室井 邦彦君 柳澤 伯夫君 柳本 卓治君 三原 朝彦君 仙谷 由人君 河村たかし君 辻 恵君	一、昨二十九日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 災害対策特別委員 江藤 拓君 西村 明宏君 前田 雄吉君 赤羽 一嘉君 菅原 一秀君 谷 公一君 大島 敦君 山名 靖英君 赤羽 一嘉君 補欠 谷 公一君 菅原 一秀君 大島 敦君 山名 靖英君 西村 明宏君 江藤 拓君 前田 雄吉君 赤羽 一嘉君	古屋 範子君 照屋 寛徳君 土井たか子君 福島 豊君 土井たか子君 一、去る二十五日、審査会において、次のとおり幹事を補欠選任した。 幹事 小淵 優子君（幹事蓮実進君去る九月二十九日委員辞任につきその補欠） 幹事 山口 俊一君（幹事小坂憲次君去る九月三十日委員辞任につきその補欠） 幹事 馳 浩君（幹事小林興起君去る十月八日委員辞任につきその補欠） 幹事 石井 一君（幹事松本龍君去る十月八日委員辞任につきその補欠） 幹事 玄葉光一郎君（幹事大出彰君去る十月八日委員辞任につきその補欠） 幹事 榑床 伸二君（幹事大島敦君去る十月八日委員辞任につきその補欠） 幹事 漆原 良夫君（幹事河上覃雄君去る十月八日委員辞任につきその補欠） （政治倫理審査会幹事補欠選任） 一、去る二十五日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 政治倫理審査会委員 鈴木 俊一君 古本伸一郎君 田中 英夫君 下条 みつ君 補欠 田中 英夫君 下条 みつ君 鈴木 俊一君 古本伸一郎君	国家公務員倫理法及び自衛隊員倫理法の一部を改正する法律案（長妻昭君外四名提出） 軽犯罪法の一部を改正する法律案（長妻昭君外五名提出） （議案付託） 一、去る二十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 特定非営利活動の促進のための地方税法の一部を改正する法律案（野田佳彦君外三名提出、衆法第八号） 特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案（野田佳彦君外三名提出、衆法第七号） 財務金融委員会 付託 （議案送付） 一、去る二十五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣委員長提出） 租税特別措置法の一部を改正する法律案（財務金融委員長提出） 貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（財務金融委員長提出） 発達障害者支援法案（内閣委員長提出） 一、去る二十五日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律案（第百五十九回国会衆法第五八号） 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部を改正する法律案 発達障害者支援法案 租税特別措置法の一部を改正する法律案	環境委員 大島 章宏君 肥田美代子君 補欠 肥田美代子君 大島 章宏君	（憲法調査会委員辞任及び補欠選任） 一、去る二十五日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 憲法調査会委員 山名 靖英君 大島 敦君 谷 公一君 赤羽 一嘉君 菅原 一秀君 西村 明宏君 江藤 拓君 前田 雄吉君 赤羽 一嘉君 補欠 赤羽 一嘉君 菅原 一秀君 西村 明宏君 江藤 拓君 前田 雄吉君 赤羽 一嘉君	（特別委員辞任及び補欠選任） 一、去る二十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員 西村 康稔君 市村浩一郎君 岡島 一正君 中山 泰秀君 岡田 克也君 市村浩一郎君 岡島 一正君 補欠 中山 泰秀君 岡田 克也君 市村浩一郎君 岡島 一正君	（議案提出） 一、去る二十五日、議員から提出した議案は次のとおりである。	（特別委員辞任及び補欠選任） 一、去る二十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員 西村 康稔君 市村浩一郎君 岡島 一正君 中山 泰秀君 岡田 克也君 市村浩一郎君 岡島 一正君 補欠 中山 泰秀君 岡田 克也君 市村浩一郎君 岡島 一正君	（特別委員辞任及び補欠選任） 一、去る二十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員 西村 康稔君 市村浩一郎君 岡島 一正君 中山 泰秀君 岡田 克也君 市村浩一郎君 岡島 一正君 補欠 中山 泰秀君 岡田 克也君 市村浩一郎君 岡島 一正君	（特別委員辞任及び補欠選任） 一、去る二十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員 西村 康稔君 市村浩一郎君 岡島 一正君 中山 泰秀君 岡田 克也君 市村浩一郎君 岡島 一正君 補欠 中山 泰秀君 岡田 克也君 市村浩一郎君 岡島 一正君	（特別委員辞任及び補欠選任） 一、去る二十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員 西村 康稔君 市村浩一郎君 岡島 一正君 中山 泰秀君 岡田 克也君 市村浩一郎君 岡島 一正君 補欠 中山 泰秀君 岡田 克也君 市村浩一郎君 岡島 一正君	（特別委員辞任及び補欠選任） 一、去る二十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員 西村 康稔君 市村浩一郎君 岡島 一正君 中山 泰秀君 岡田 克也君 市村浩一郎君 岡島 一正君 補欠 中山 泰秀君 岡田 克也君 市村浩一郎君 岡島 一正君	（特別委員辞任及び補欠選任） 一、去る二十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員 西村 康稔君 市村浩一郎君 岡島 一正君 中山 泰秀君 岡田 克也君 市村浩一郎君 岡島 一正君 補欠 中山 泰秀君 岡田 克也君 市村浩一郎君 岡島 一正君	（特別委員辞任及び補欠選任） 一、去る二十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員 西村 康稔君 市村浩一郎君 岡島 一正君 中山 泰秀君 岡田 克也君 市村浩一郎君 岡島 一正君 補欠 中山 泰秀君 岡田 克也君 市村浩一郎君 岡島 一正君	（特別委員辞任及び補欠選任） 一、去る二十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員 西村 康稔君 市村浩一郎君 岡島 一正君 中山 泰秀君 岡田 克也君 市村浩一郎君 岡島 一正君 補欠 中山 泰秀君 岡田 克也君 市村浩一郎君 岡島 一正君	（特別委員辞任及び補欠選任） 一、去る二十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員 西村 康稔君 市村浩一郎君 岡島 一正君 中山 泰秀君 岡田 克也君 市村浩一郎君 岡島 一正君 補欠 中山 泰秀君 岡田 克也君 市村浩一郎君 岡島 一正君	（特別委員辞任及び補欠選任） 一、去る二十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員 西村 康稔君 市村浩一郎君 岡島 一正君 中山 泰秀君 岡田 克也君 市村浩一郎君 岡島 一正君 補欠 中山 泰秀君 岡田 克也君 市村浩一郎君 岡島 一正君	（特別委員辞任及び補欠選任） 一、去る二十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員 西村 康稔君 市村浩一郎君 岡島 一正君 中山 泰秀君 岡田 克也君 市村浩一郎君 岡島 一正君 補欠 中山 泰秀君 岡田 克也君 市村浩一郎君 岡島 一正君	（特別委員辞任及び補欠選任） 一、去る二十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員 西村 康稔君 市村浩一郎君 岡島 一正君 中山 泰秀君 岡田 克也君 市村浩一郎君 岡島 一正君 補欠 中山 泰秀君 岡田 克也君 市村浩一郎君 岡島 一正君
---	--	--	---	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る二十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律案

一、去る二十六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国家公務員倫理法及び自衛隊員倫理法の一部を改正する法律案(長妻昭君外四名提出)

軽犯罪法の一部を改正する法律案(長妻昭君外五名提出)

(回付議案受領)

一、去る二十六日、参議院から回付された内閣提出案は次のとおりである。

アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき受けた利益の返還義務等に関する特別措置法案

(議案通知)

一、去る二十五日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

民法の一部を改正する法律案

債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、去る二十六日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案(第百五十九回国会内閣提

出、本院継続審査)

独立行政法人日本原子力研究開発機構法案

信託業法案(第百五十九回国会内閣提出、本院継続審査)

児童福祉法の一部を改正する法律案(第百五十九回国会内閣提出、本院継続審査)

一、去る二十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

島根県警本部の交通事故死亡の処置に関する質問主意書(岩國哲人君提出)

一、去る二十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

長崎県対馬・壱岐・五島列島の漂着ゴミ処理対策並びに長崎県大瀬戸町松島海岸地区のボタ山の撤去に関する質問主意書(赤嶺政賢君提出)

精神障害者福祉施策に関する質問主意書(首藤信彦君提出)

一、昨二十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

介護保険改革に関する質問主意書(中根康浩君提出)

介護保険制度見直しに関する質問主意書(樋高剛君提出)

土地改良事業の受益者負担金の未納に関する質問主意書(松野信夫君提出)

(答弁書受領)

一、去る二十六日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員島聡君提出郵政民営化の基本方針に関する質問に対する答弁書

衆議院議員吉井英勝君提出原子力発電所で使用されているコンクリートのアルカリ骨材反応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員川内博史君提出著作権法第三十八条第一項及び第四項の解釈等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員首藤信彦君提出イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に関する再質問に対する答弁書

平成十六年十月十二日提出
質問 第一四号

郵政民営化の基本方針に関する質問主意書

提出者 島 聡

郵政民営化の基本方針に関する質問主意書
日本郵政公社の民営化は、今後の国政に重大な影響を及ぼす論点であり、かかる問題については政府の姿勢をより明確に質す必要がある。去る九月十日に閣議決定された郵政民営化の基本方針に対しては、正確な数字に基づく検討がなされていないのではないか、郵政事業のさらなる肥大化を招くのではないかなど、多くの懸念が持たれている。この郵政民営化の基本方針に関して、政府に

一 最終的な民営化時点における組織形態の枠組みについて、基本方針では「郵便貯金会社、郵便保険会社については、移行期間中に株式を売却し、民有民営を実現する」としている。郵便貯金会社・郵便保険会社については、二〇一七年までに持ち株会社が保有する株式を売却し、

完全に持ち株会社から離脱するものと理解してよい。

二 移行期・準備期間のあり方について、基本方針では「新会社は、移行期当初から民間企業と同様の法的枠組みに定められた業務を行い、政府保証の廃止、納税義務、預金保険機構ないし生命保険契約者保護機構への加入等の義務を負う」「郵便貯金会社及び郵便保険会社は、遅くとも上記の期限までに最終的な枠組みに移行するものとする。そのため、移行期における両社のあり方については、銀行法、保険業法等の特例法を時限立法で制定し、対応することとする」としている。これは、二〇〇七年四月までに、郵便貯金法・簡易保険法を廃止することと理解してよい。

三 二二について、二〇〇七年四月以降は、郵便貯金会社及び郵便保険会社に対する監督権限は総務省から金融庁に完全に移行するものと理解してよい。

四 基本方針では、郵便貯金会社について、「民間企業と同様に納税義務を負うとともに、新規契約分から郵便貯金の政府保証を廃止し、預金保険機構に加入することとしている。これまでも郵便貯金が受けていた官業の特典について、全国銀行協会は、預金保険料・準備金利子相当分の運用利子・法人税住民税等・経常経費としての税の合計で一兆一三三億と試算している。政府は基本方針の策定にあたって、こうした官業としての特典の試算を行ったのか。また、行ったとすれば、その総額をお示しいただきたい。

五 基本方針では、二〇〇七年四月の民営化までの期間について、準備期間と位置づけ「郵便事業の超過債務を解消した上で、四機能別の勘定区分を行う」としている。郵便事業については、依然五五・八億円の債務超過を抱えており、その解消は容易ではないと考えられる。特に特定郵便局の効率化についてお尋ねする。

(一) 平成十六年一月十六日の「衆議院議員長妻昭君提出自ら勤務する特定郵便局へ土地・建物を貸す特定郵便局長に関する質問に対する答弁書」によれば、特定郵便局の建物等の賃貸人が当該特定郵便局の長であるものの比率は、平成十五年三月末において三十三・一パーセントあり、平成十五年三月に支払われた賃貸借料の月額の平均は約三十三万四千円、総額は約十九億三千四百六十六万とされている。現在において、特定郵便局の建物等の賃貸人が当該特定郵便局の長であるものの比率、賃貸借料の月額の平均及び総額はどのようになっているのか明確に把握した上で、二〇〇七年四月の民営化までの期間に、これらを引き下げる考えはあるか答弁されたい。

(二) 平成十五年八月五日の「衆議院議員長妻昭君提出特定郵便局長の採用が公募でない理由に関する質問に対する答弁書」によれば、特定郵便局長の採用については、特定郵便局長の欠員の状況等を勘案しつつ、随時、欠員が生じた個別の特定郵便局ごとに行っており、広く一般への募集は行われていない。その結果、部外者に対して実施さ

れた特定郵便局長の採用選考では、平成十四年で合格率が九十二・六パーセントという他の公務員の採用試験からは考えられない高率であり、また採用前の住居と採用後に配属された特定郵便局が同じ敷地内に所在する者が多数含まれるなど、国家公務員法にある「民主的な方法で選択」という考え方にそぐわない実態が垣間見える。現在においても、平成十五年八月五日の答弁時と同様の採用の方法がとられているのか。直近一年間の部外者採用について、受験者数と合格者数、合格率を明確に把握した上で、今後二〇〇七年四月の民営化までの期間に、特定郵便局長の採用についてなんらかの見直しを行うお考えはあるか答弁されたい。

右質問する。

内閣衆質一六一第一四号

平成十六年十一月二十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員島聡君提出郵政民営化の基本方針に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員島聡君提出郵政民営化の基本方針に関する質問に対する答弁書

一について

「郵政民営化の基本方針」(平成十六年九月十日閣議決定。以下「基本方針」という。)においては、郵便貯金会社及び郵便保険会社について、

経営の自由度の拡大及び事業間のリスク遮断の徹底の観点から、「移行期間中に株式を売却し、民有民営を実現する」とされ、また、郵政民営化の速やかな推進の観点から、「移行期は遅くとも二〇一七年三月末までに終了する」とされ、「郵便貯金会社及び郵便保険会社は、遅くとも上記の期限までに最終的な枠組みに移行するものとする」とされる一方、郵便貯金会社及び郵便保険会社の株式の売却については、世界的な金融市場の動向等を考慮すべきであるとの観点から、「新会社全体の経営状況及び世界の金融情勢等の動向のレビュー」を行うとされているところであり、株式の売却を検討する時点で、具体的に判断されるべきものであると考えている。

政府としては、基本方針に示された以上のような考え方を踏まえ、現在、制度設計、所要の法律案の作成等の作業に取り組んでいるところである。

二及び三について

政府においては、郵政民営化に関する所要の法律案を次期通常国会に提出するため、その作成等の作業を進める中で、郵便貯金法(昭和二十二年法律第四十四号)及び簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)の取扱いや郵政民営化後の郵便貯金会社及び郵便保険会社に対する監督権限についても、具体的に検討を行っているところであり、これらについて、現在、お答えする段階にはない。

四について

政府においては、お尋ねの「官業としての特典」の試算は行っていない。

五の(一)について

日本郵政公社(以下「公社」という。)においては、特定郵便局の建物又は土地(以下「建物等」という。)の借入れに当たって賃貸人が特定郵便局長であるか否かは一切考慮しておらず、また、その局舎の用に供する建物等を借り入れている特定郵便局(以下「借入特定郵便局」という。)の賃貸借料は、賃貸人がだれであるかにかかわらず、不動産鑑定士から適切なものという意見を受けている算出基準に基づいて算出しているところであり、平成十八年度に向けてこの算出基準の見直しの検討はしているが、借入特定郵便局のうち建物等の賃貸人が当該借入特定郵便局の長であるものの比率及び借入特定郵便局の建物等の賃貸人である当該借入特定郵便局の長に対して支払われる賃貸借料の引下げを目的とした取組の実施は予定していない。

五の(二)について

平成十五年度に公社が部外者(特定郵便局長に採用される前に公社の役員若しくは職員又は旧郵政省若しくは総務省(郵政事業に関する事務を所掌する部局又は機関に限る。)若しくは旧郵政事業庁の職員であつた者以外の者をいう。)に対して実施した特定郵便局長の採用のための選考に係る筆記試験及び人物試験の受験者数は百二十四人、合格者数は百九人、当該受験者数に対する合格者数の比率は八十七・九パーセントであるが、公社においては、平成十六年十月二十五日に内部規程の改正を行い、お尋ねの特定郵便局長の採用の方法について、これを変更したところである。変更後の採用の方法では、

公社は、常時、特定郵便局長として採用される

ことを希望する者(以下「採用希望者」という。)からその希望を全国の支社で受け付け、当該採用希望者が採用を希望する地域内で欠員が発生したときに当該地域の採用希望者を対象に、教養試験、論文試験、人物試験及び実地試験を行い、これらの試験の結果に基づき合格者を決定することとしており、また、公社では、この採用の方法の概要について、インターネットにより、広く周知しているところである。公社においては、現段階において、特定郵便局長の採用の方法について、更に変更を行うことは予定していない。

平成十六年十月十四日提出
質問 第一 一六号

原子力発電所で使用されているコンクリートのアルカリ骨材反応に関する質問主意書

提出者 吉井 英勝

原子力発電所で使用されているコンクリートのアルカリ骨材反応に関する質問主意書
二〇〇四年七月二十七日に原子力安全保安院に対して行われた「中部電力浜岡原発四号機の基礎及び建築建屋全般について使用されているコンクリートのアルカリ骨材反応」についての内部告発、及び八月十二日に行われた「東京電力福島第一、第二原子力発電所の基礎及び建築建屋全般について使用されているコンクリートのアルカリ骨材反応」についての内部告発が、指摘の通りの事実であれば、原発の安全性を揺るがす重大な問題

になる。

すでに中部電力は十月十二日に、浜岡原発四号機の骨材製造会社の納入したコンクリートについて、「試験成績書の改ざんや試験サンプルのすり替えという不正行為を行ったことを確認した」と発表した。

よって、以下に示す問題について政府の取り組みについて質問する。

(一) 浜岡四号機の建設時期は一九八九年から一九九〇年にかけての頃、福島第一と第二原子力発電所の建設期は一九六〇年代末から一九八〇年代中半にかけての時期であるが、それぞれの建設当時のコンクリートの配合の状況を示して、アルカリ骨材反応が起きるのか否かの専門的評価を明らかにされたい。

なお、アルカリ骨材反応は、セメント中のアルカリ量(酸化ナトリウムと酸化カリウムの合計量を酸化ナトリウムに換算した量)が、〇・六%以下なら起こらないとされている。したがって、コンクリート配合の状況については、水/セメント比、単位水量、使用したセメントの種類とセメント中のアルカリ量、製造したメーカー名と工場名、さらに粗骨材及び細骨材の採取地名とそこでの主要鉱物名をそれぞれ示されたい。

(二) 中部電力浜岡原発四号機と東京電力福島第一及び第二原発それぞれの、原発建設時に生コンを納入した業者名とその時期及び数量を明らかにして、原子炉の基礎と原子炉建屋の強度、耐久性、耐震性など原発本体の安全性

にかかわる評価をどのように行っているか示されたい。

(三) コンクリートの健全性の確認のためには、コンクリートのコアを採取して、第三者を含めた専門的検討が必要と考えられる。そこで、内部告発のあった浜岡原発四号機と福島第一、第二原子力発電所の基礎及び建築建屋全般について、原子力安全保安院としてのコア採取など調査の計画を示されたい。

(四) 二〇〇〇年二月二十二日の予算委員会において、関電美浜原発三号機建設時の「しゃぶコン」と呼ばれる加水量の多いコンクリート問題について質問した。テストピースのすり替えなど強度データの偽造が行われているのではないかという問題の真偽についての調査も求めた。

この時の政府答弁では、この原発建設時の「コンクリート打設工事における品質管理につきましては、建設会社そして関西電力が、日本建築学会が定めます基準に基づきまして強度検査等を行ってきた」として、通産省として使用前検査において、「関電の検査結果の記録を確認した」と答えた。

しかし、関電がコンクリートの「実構造物の強度確認を実施したことがある」が、「その結果は、設計強度を十分上回っていることを確認している」という報告を受けている」として、国が直接、検査して確認したものではないことを明らかにしていた。

すでに今年八月九日の関電美浜原発三号機事故などにより、関電が二十八年間も事故を

起こした配管を調査せず、検査は下請会社に丸投げ、そして下請の検査データを関電自身が改ざんしていた(火力発電部門で発電という三つの重大な誤りが明らかになった。したがって、国がこの関電の「記録を確認」しても、「確認している」と報告を受けても、コンクリートの安全性確認の保証にはならない。

二〇〇〇年二月の予算委員会では、前記の質疑を踏まえて、総ての原発について、コンクリート「打設時の強度試験が真正のテストピースで行われたものなのか」、加水しすぎた「しゃぶコン」の事実はどうであったかを徹底して調査するように求めた。

当時の通産大臣は、関電の確認結果からみて必要となれば、他の原発の確認についての可能性を否定はしないと答えた。今回、浜岡と福島原発工事に当たって使用されたコンクリートのアルカリ骨材反応についての内部告発が行われ、浜岡で告発の事実が明らかになった段階で、改めて、すべての原発について徹底調査を行うことを検討すべきではないか。

右質問する。

内閣衆質一六一第一一六号

平成十六年十一月二十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員吉井英勝君提出原子力発電所で使用されているコンクリートのアルカリ骨材反応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

三十一日法律第二十六号)第六条に基づき徴収される「授業料」、もしくは私立学校法(昭和二十四年十二月十五日法律第二百七十号)第二十六条に基づき実施する収益事業に係る収益も第四項における「料金」に該当すると解されるのではない。この点につき、図書館法第二十八条の「対価」は法第三十八条第四項の「料金」には該当しない、とする先の答弁の根拠はいかなるものであるか明らかにされたい。また、第一項と第四項における「料金」の定義は「第一項に(いづれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。)」とある但し書き如何に関わらず、それぞれ異なる」という解釈は本件判決に関わらず成立し得ると政府は認識しているのか。また、その理由は何か。

二 第一項と第四項における「料金」の定義は異ならないと解される場合、私立の学校法人が本件判決における「受講勸誘文言を記載した入会案内書」は入学願書他の「付属図書館の蔵書数の充実ぶり」を記載する文言が認められる文書に相当し、或いは「社交ダンスの教授に際して音楽著作物を演奏することは必要不可欠であり、音楽著作物の演奏を伴わないダンス指導しか行わない社交ダンス教授所が受講生を獲得することはおよそ困難であつて、そのような社交ダンス教授所が施設を維持運営できないことは明らかであるから、結局、本件各施設における音楽著作物の利用が営利を目的としないものであるとか、上記受講料がその対価としての料金には当たらないとの被告らの主張は採用できない。」の「社交ダンスの教授」を「学校教育の授業」に、

「社交ダンス教授所」を「学校施設」に、「受講生」を「学生」に、「音楽著作物の利用」を「書籍又は雑誌の利用」に置き換えると、第一項と第四項の「料金」について異なる解釈を行うことを許容する法文上の根拠が存在しない現状では平成十七年一月一日施行の著作権法の一部を改正する法律(平成十六年六月九日法律第九十二号。以下「一部改正法」という。)により附則第四条の二が廃止されて以降、私立の学校法人が学生に付属図書館の図書を出し出す行為は「教育行為として必要不可欠であつても、法第二十六条の三に規定される貸与権を侵害する」と解されるのではない。

三 一部改正法起草の段階において、二において指摘したような状況は想定されていなかったにも関わらず、本件判決が最高裁判所において原審のまま確定したことによりこうした状況の招来が懸念され得る事態となつたことに對し、政府の見解を明らかにされたい。また、平成十七年一月一日の一部改正法施行よりも前に第三十八条第四項に図書館法第二十八条における「対価」及び私立学校法に基づく学校法人もしくは構造改革特別区域法(平成十四年十二月十八日法律第百八十九号)第十二条に定める学校設置会社が設置する学校が、学校教育法第六条に基づき学生より徴収する授業料を原資として購入する図書の貸し出しに関しては明らかに一部改正法の立法趣旨の想定範囲外であり、政府が本件判決に関わらず先の答弁を維持するのであれば一部改正法の施行前に当該行為が貸与権の侵害に当たると解さないよう、緊急に措置すべきではないか。

四 貸与権についての一部改正法の前提であつた出版業界と利用者側代表の協議が本年十月九日に決裂したとのことであるが、協議が決裂に至るまでの経緯と決裂した理由を明確に把握したうえで、この事態に對して文化庁はどのように考えているのかを明らかにされたい。また、この事態を受けて平成十七年一月一日の一部改正法施行に際して予想される混乱を回避するため、一部改正法の施行を前に文化庁において何らかの措置を行う予定があるならば、その具体的内容を明らかにされたい。

内閣衆質一六一第三八号

平成十六年十一月二十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員川内博史君提出著作権法第三十八条第一項及び第四項の解釈等に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員川内博史君提出著作権法第三十八条第一項及び第四項の解釈等に関する質問に對する答弁書

一について

お尋ねの判決は、著作権法(昭和四十五年法律第四十八号。以下「法」という。)第三十八条第一項の「聴衆又は観衆から料金(いづれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。)」を受けない場合」の解釈について、「聴衆等から名目のいかにを問わず、当該著作物の提

供の対価を受けないことを要すると解すべき」と判示しているものと承知しており、お尋ねのような、「施設の維持・運営」に充てられる費用などいかなる名目であつても外形的に金銭の授受が存在すればそれは全て条文の「料金」に該当する」との考え方は示されていないものと認識している。

法第三十八条第一項の「料金」の定義、すなわち、「いづれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。」によれば、同項の「料金」と同条第四項の「料金」の意義は同じと解される。

二について

お尋ねは、私立の学校法人が、その設置する学校に在籍する学生に、当該学校の附属図書館の図書を出し出す行為が、貸与権を侵害するものと解されるのではないかという趣旨と考えるが、法第三十八条第四項に規定する「営利」とは、先の答弁書(平成十六年五月二十五日内閣衆質一五九第九六号)二について述べたとおり、業としてその貸与行為自体から直接的に利益を得る場合又はその貸与行為が間接的に何らかの形で貸与を行う者の利益に具体的に寄与するものと認められる場合をいうものと解される。ところで、私立の学校法人が設置する学校の附属図書館において、通常の教育活動として、当該学校に在籍する学生に書籍等の貸与を行う行為は、同項に規定する「営利」を目的とするものに該当しないものと解される。

また、先の答弁書二について述べたとおり、私立の学校法人が、その設置する学校に在

籍する学生等から徴収する授業料は、当該学校の管理運営等の支出全般に充てられるものとして徴収されることが通例であり、その一部が当該学校の附属図書館の運営費に充てられるとしても、そのことをもって直ちに当該授業料が書籍等の貸与に対する対価という性格を有するものではなく、同項に規定する「料金」に該当しないものと解される。

したがって、御指摘は当たらないものと考え

三について

一について及び二について述べたとおり、私立の学校法人が、その設置する学校に在籍する学生に、当該学校の附属図書館の図書を出す行為については、法第三十八条第四項の適用があるものと解され、何らかの措置が必要であるとは考えていない。

四について

著作者等で構成する貸与権連絡協議会といわゆるレンタルコミック店が加盟する日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合との間においては、著作権法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十二号。以下「改正法」という。）施行後のコミック等の書籍の貸与に係る許諾の方法や貸与使用料などの許諾条件について、改正法公布日以降今日まで十一回の協議が行われてきたところであるが、当該許諾条件について両者の隔たりが大きく、平成十六年十月七日を最後に協議の再開のめどが立っていないものと承知している。

文化庁としては、改正法施行後において書籍

の円滑な貸与がなされることは重要なことと考えており、協議の再開を促しているところである。

なお、書籍に係る貸与権を集中管理するため、有限責任中間法人出版物貸与権管理センター（以下「貸与権管理センター」という。）が既に設立されているところである。貸与権管理センターは、著作権等管理事業法（平成十二年法律第三十一号）第二条第二項に定める著作権等管理事業を行うため、同法第三条に基づく文化庁長官の登録を受けるための準備を行っているものと承知しており、文化庁としては、同法に定められた手続に基づき、適切に対処してまいりたい。

平成十六年十一月十七日提出
質問 第四二二号

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に関する再質問主意書

提出者 首藤 信彦

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に関する再質問主意書

先般、提出したイラク特措法（略）に関する質問主意書に対する答弁書を受領したが、自衛隊員に対する安全確保が全く希薄であり到底納得できる内容ではない。イラク全土に危険が迫る状況下、これ以上若い者の命を危険にさらすことは認められず、イラク特措法（略）に基づく自衛隊の派遣延長には改めて反対する。

政府は現地の自衛隊員及び、その家族、血税を納め平和を願う日本国民の顔を思い浮かべ真剣に熟慮した上での判断として、真摯な答弁を望む。

以下次の事項について質問する。

一 答弁書一及び二にある様々な措置を講じたのは、ロケット弾による砲撃を受けた前日から後からか、前からだすれば安全対策が機能しなかったことになるが見解を示されたい。

二 ロケット弾着弾から一カ月近くの時間が経過するが犯行武装勢力の特定はされているのかお尋ねする。

三 イラク特措法第八条第五項に該当しないとしているが、米軍のファルージャ攻撃後イラク全土で武装勢力の攻撃があり、これは明らかにサマワでも「戦闘行為が行われることが予測」される事態である。

サマワで将来の戦闘も予測されないならその根拠を示されたい。

四 今後、宿営地が攻撃を受け自衛隊員に被害が及んだ場合、誰がどのような責任をとるのか明確に示されたい。

右質問する。

内閣衆質一六一第四二二号

平成十六年十一月二十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員首藤信彦君提出イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員首藤信彦君提出イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に関する再質問に対する答弁書

一について

前回主意書に対する答弁書（平成十六年十一月十六日内閣衆質一六一第三五号）一及び二について述べた自衛隊の部隊の安全確保のための措置は、自衛隊の部隊がイラクに派遣されてから現在まで、現地の治安情勢に応じ、継続的に講じられてきたものである。

本年十月、ロケット弾が宿営地内で発見された事案及び砲弾の貫通痕と思われるものが宿営地内で発見された事案の際にも、自衛隊員の生命及び身体に危険が生じるような状況は発生しておらず、右で述べた措置は十分な効果を上げていると考えている。

二について

本年十月にロケット弾が宿営地内で発見された事案及び砲弾の貫通痕と思われるものが宿営地内で発見された事案がいかなる勢力によるものかについては、現地治安機関等と密接に連携をとり、鋭意情報を収集し、分析しているが、確たることを申し上げられる段階にはない。

三について

サマワを含め、自衛隊が対応措置（イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（平成十五年法律第三十七号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する対応措置をいう。以下同じ。）を実施

平成十六年十一月三十日 衆議院會議録第十四号

アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき受けた利益の返還義務等に関する特別措置法案(参議院回付) 裁判所法の一部を改正する法律案及び同報告書

一〇

する地域については、当該対応措置の具体的内容を踏まえて、我が国が独自に収集した情報、諸外国等から得た情報等を総合的に分析し、御指摘の活動期間中の状況変化の可能性等も含め、合理的に判断し、法第二条第三項に規定する「そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがない」との要件を満たすと認めているところである。

四について
イラクに派遣している自衛隊員の安全確保は、法第九条にも規定されているように、政府の責任として真に重大であると認識しており、現地の治安情勢に應じ、様々な措置を講じているところであり、今後とも、同様の措置を推進することにより、自衛隊の部隊の安全確保に努めることとしている。自衛隊員に被害が生じた場合の責任の在り方については、個別の事案ごとに、具体的な状況に即して判断するべきものと考えている。

アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき受けた利益の返還義務等に関する特別措置法案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条により回付する。

平成十六年十一月二十六日

参議院議長 扇 千景

衆議院議長 河野 洋平殿

(修正に係る条文を掲ぐ。小字及び一は修正)
附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の失効)

2 この法律は、この法律の施行の日から起算して六月を経過した日に、その
の反不当廉売法が廃止されたときは、その廃止

の時に効力を失う。ただし、その時までに提起された同法に基づく訴えに係る利益の返還又は損害の賠償については、この法律は、その時以後も、なお効力を有する。

裁判所法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十六年十月十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

裁判所法の一部を改正する法律

裁判所法 昭和二十二年法律第五十九号の一部を次のように改正する。

第六十七条第二項中「国庫から一定額の給与を受ける」を「最高裁判所の定めるところにより、その

の修習に専念しなければならない」に改め、同項

ただし書を削り、同条第三項中「第一項」を「前項

に定めるもののほか、第一項」に改める。

第六十七条の次に次の一条を加える。

第六十七条の二 (修習資金の貸与等) 最高裁判

所は、司法修習生の修習のため通常必要期間として最高裁判所が定める期間、司法修習生に対し、その申請により、無利息で、修習資金(司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金をいう。以下この条において同じ。)を貸与するものとする。

修習資金の額及び返還の期限は、最高裁判所の定めるところによる。

最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が災害、傷病その他やむを得ない理由により修習資金を返還することが困難となつたときは、その返還の期限を猶予することができる。この場合においては、国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第十四号)第二十六条の規定は、適用しない。

最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が死亡又は精神若しくは身体の障害により修習資金を返還することができなくなつたときは、その修習資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

前各項に定めるもののほか、修習資金の貸与及び返還に関し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十八年十一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に採用され、この法律の施行後も引き続き修習をする司法修習生の給与については、なお従前の例による。

(裁判官の報酬等に関する法律の一部改正)
3 裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十四条ただし書を削る。

理 由

新たな法曹養成制度の整備の一環として、司法修習生に対し給与を支給する制度に代えて、司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金を国が貸与する制度を導入する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、新たな法曹養成制度の整備が、多様かつ広範な国民の要請にこたえることができる多数の優れた法曹の養成を図ることを目的とするものであり、司法修習生の修習についても、司法修習生の増加に実効的に対応することができ、制度とすることが求められている状況にかんがみ、新たな法曹養成制度の整備の一環として、司法修習生に対し給与を支給する制度に代えて、修習資金(司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金をいう。以下同じ。)を国が貸与する制度を導入しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 司法修習生に対し国が給与を支給する制度の廃止等

司法修習生に対し国が給与を支給する制度を廃止するとともに、司法修習生は、その修

習期間中、最高裁判所の定めるところにより、その修習に専念しなければならない旨を定めること。

2 司法修習生に対し国が修習資金を貸与する制度の導入

(一) 最高裁判所は、司法修習生の修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、司法修習生に対し、その申請により、無利息で、修習資金を貸与するものとする。

(二) 修習資金の額及び返還の期限は、最高裁判所の定めるところによるものとする。

(三) 最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が災害、傷病その他やむを得ない理由により修習資金を返還することが困難となつたときは、その返還の期限を猶予することができるものとする。

(四) 最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が死亡又は精神若しくは身体の障害により修習資金を返還することができなくなつたときは、その修習資金の全部又は一部の返還を免除することができるものとする。

3 施行期日

この法律は、平成十八年十一月一日から施行するものとする。

二 議案の修正議決理由

本案は、新たな法曹養成制度の整備の一環として、司法修習生に対し給与を支給する制度に代えて、修習資金を国が貸与する制度を導入しようとするもので、その措置は妥当なものと認

めるが、制度の移行についての十分な周知期間を確保する等の必要があるので、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十六年十一月二十六日

法務委員長 塩崎 恭久

衆議院議長 河野 洋平殿

〔別紙〕

(小字及び―は修正)

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十八年十一月一日から施行する。

〔別紙〕

裁判所法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府並びに最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 修習資金の額については、法曹の使命の重要性や公共性にかんがみ、高度の専門的能力と職業倫理を備えた法曹を養成する見地から、引き続き、司法修習生が修習に専念することができるよう、必要かつ十分な額を確保すること。

二 修習資金の返還の期限については、返還の負担が法曹としての活動に影響を与えることがないよう、必要かつ十分な期間を確保するとともに、司法修習を終えてから返還を開始するまでに、一定の据置期間を置くこと。

三 給費制の廃止及び貸与制の導入によって、統一・公平・平等という司法修習の理念が損なわれることがないよう、また、経済的事情から法曹への道を断念する事態を招くことのないよう、法曹養成制度全体の財政支援の在り方も含め、関係機関と十分な協議を行うこと。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番四号
独立行政法人国立印刷局

電 話

03
(3587)
4294

定 価

本体 本号一部
一一五円
一〇円